# 令和2年度 法人税関係法令の改正の概要

# 国 税 庁

法人番号 7000012050002

#### 社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



#### 法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



改正法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)
改正法令· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第112号)
改正法規· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年財務省令第12号)
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第121号)
改正措規· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年財務省令
	第21号)
改正耐用年数省令 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(令和
	2年財務省令第26号)
法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改正法による改正後の法人税法
法令······	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規······	
措法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改正法第15条による改正後の租税特別措置法
四年措法· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
措令· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規······	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する
	省令
旧法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改正法第3条による改正前の法人税法
旧措法· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改正法第15条による改正前の租税特別措置法
旧措令· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規·····	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
特定高度情報通信技術活用システム導入促進法・	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関す
	る法律(令和2年法律第37号)
共同化調査省令	国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令(令
	和2年経済産業省令第36号)

(注) このパンフレットは、令和2年6月3日現在の法令に基づいて作成しています。

I		減価償却又は税額の計算に関する改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の	
	ĵ	創設	1
	2	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Π		引当金・準備金制度に関する改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
Ш		資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
IV	-	国際課税に関する改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1	子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	2		18
V		その他の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	1	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の創設・・・・・・・	19
	2	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
VI	:	連結納税制度の見直しに伴う改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

#### [このパンフレットの構成について]

- 1 このパンフレットでは、令和2年度税制改正のうち法人税関係法令の概要について、令和2年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- 2 このうち改正項目を、「I 減価償却又は税額の計算に関する改正」から「VI 連結納税制度の見直しに 伴う改正」までに区分した上で、法人税法及び租税特別措置法などの改正事項について、法人税を計算する 際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。

なお、グループ通算制度の概要及び同制度への移行に合わせた改正項目のうち、主要なものについては、 このパンフレットではなく「グループ通算制度の概要(令和2年4月)」で説明しています。

- 3 それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等 を使用して説明しています。また、**〔適用時期〕**において、措置の適用関係について説明しています。
- 4 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。
- 5 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については以下をご参照ください。

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm)

### I 減価償却又は税額の計算に関する改正

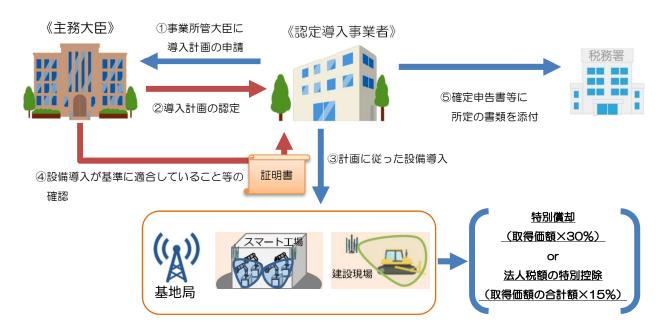
1 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の 創設

#### ■ [創設された制度の概要]

青色申告法人で特定高度情報通信技術活用システム導入促進法の認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの期間内に、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得し、又は製作若しくは建設(以下「取得等」といいます。)し、国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、その供用年度において次のいずれかの措置の適用を受けられる制度が創設されました(措法42の12の5の2①②)。

- イ 認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の30%相当額を限度とする特別償却
- ロ 認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の15%相当額(調整前法人税額の20%相 当額が限度)の法人税額の特別控除

#### 《イメージ図》



(注) イメージ図は、特定高度情報通信技術活用システム導入促進法を基に作成しています。

#### (1) 適用対象法人

本制度の対象法人は、青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システム導入促進 法第26条に規定する認定導入事業者である法人です(措法42の12の5の2①)。

#### (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、特定高度情報通信技術活用システム導入促進法第 10 条第2項に規定する認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものに限ります。)です(措法 42 の 12 の 5 の 2 ①)。

認定特定高度情報通信技術活用設備とは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち、同法第 26 条に規定する認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得等をしたものであること及び同法第 2 条第 1 項第 1 号に掲

げる特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たす一定のものに該当する ことにつき主務大臣の確認を受けたものをいいます(措令27の12の5の2)。

#### (3) 供用年度

供用年度とは、認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます (措法 42 の 12 の 5 の 2 ①)。

#### (4) 適用に当たっての注意点

- イ 取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を貸付けの用に供した場合には、本制度の適 用はありません(措法 42 の 12 の 5 の 2 ①)。
- ロ 認定特定高度情報通信技術活用設備を所有権移転外リース取引(法令第 48 条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。)により取得した場合には、本制度のうち特別償却の措置の適用はありません(措法 42 の 12 の 5 の 2 ③)。
- ハ 中小企業者等(注1)以外の法人が、次の要件のいずれにも該当しない場合(その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である場合を除きます。)には、本制度のうち法人税額の特別控除の措置の適用はありません(措法 42 の 13⑥)。
  - (4) 継続雇用者給与等支給額(措法 42 の 12 の 5 ③六)が継続雇用者比較給与等支給額(措法 42 の 12 の 5 ③七)を超えること
  - (P) 国内設備投資額 (措法 42 の 12 の 5 ③八) が当期償却費総額 (措法 42 の 12 の 5 ③九) の 30% を超えること(注2)
  - (注1) 中小企業者等とは、措法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者(同項第8号に規定する適用 除外事業者に該当する者を除きます。)又は同項第9号に規定する農業協同組合等をいいます。
  - (注2) 令和2年4月1日前に開始した事業年度については、10%を超えることが要件となります。

#### (5) 別表等の添付

本制度は、確定申告書等(次の口については、修正申告又は更正の請求により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含みます。)に次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

- イ 特別償却の適用を受ける場合(措法 42 の 12 の 5 の 2 ④) 認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書(別表十六(一)、別表 十六(二)、特別償却の付表)及び財務省令で定める書類
- ロ 法人税額の特別控除の適用を受ける場合(措法 42 の 12 の 5 の 2 ⑤) 認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関す る明細を記載した書類(別表六(二十七))及び財務省令で定める書類

#### 《連結納稅制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の6の2)。

#### [適用時期]

特定高度情報通信技術活用システム導入促進法の施行の日から施行されます(改正法附則1九)。

# 2 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
(1) 減価償却資産の範囲 (法令13八ヲ、耐用年数 省令1②六、改正法令附 則1、改正耐用年数省令 附則)	○ 国有林野の管理経営に関する法律の改正により同法において新たに規定された樹木採取権が法人税法上の減価償却資産 (無形固定資産)に追加されました。	
(2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措令27の4®十二、改正措令附則1七、30)	○ 特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行われる特定用途医薬品等に関する試験研究が追加されました。	品質、有効性及び安全
(3) 高度省エネルギー増 進設備等を取得した場 合の特別償却又は法人 税額の特別控除(措法42 の5①、68の10①、改正 法附則80、94)	<ul><li>○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</li><li>令2.3.31以前の取得等</li><li>令2.4.1以後の取得等</li><li>30%</li></ul>	令2.4.1以後に取得等をする高度省エネルギー増進設備等について適用され、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、従来どおり適用されます。
(措法42の5①一、措令 27の5①、改正法附則 80、94)	○ 対象事業者にエネルギーの使用の合理化等に関する法律に 規定する認定管理統括事業者及び管理関係事業者(これらの者 が同法に規定する特定連鎖化事業者である場合のその連鎖化 事業の加盟者を含みます。)が追加されました。	同 上
(平30経済産業省告示70 号)	○ 対象資産から高効率工業炉等が除外されました。	令2.4.1から適用さ れます。
(措法42の5①、68の10 ①)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	_
(4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(旧措法42の10③、68の14③、旧措令27の10③、旧措規20の5⑤、改正法附則81、95)	○ 開発研究用資産の償却費が試験研究を行った場合の特別税 額控除制度の特別試験研究費とみなされる特例措置が廃止されました。	
(国家戦略特別区域法施 行規則10)	○ 対象事業から高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備 又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患者の便宜 となるサービスの提供に関する事業及び多国籍企業が行う統 括事業が除外されました。	
(措法42の10①、68の14 ①)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	_

改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
(5) 国際戦略総合特別区 域において機械等を取 得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控 除(総合特別区域法施行 規則15二)	○ 対象事業から水の確保が困難な地域における終 ムの研究開発に関する事業、高度医療施設の近接の 施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設へ 患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、時 等で特に付加価値の高いものの創作又は提供に関 びプログラムを表現する文字等で特に付加価値の 研究開発に関する事業が除外されました。	D患者用宿泊れます。への外国人の快画等の文字引する事業及
(措法42の11①、68の14 の2①)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長される	ました。 —
(6) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11の3①、68の15①)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長される	ました。 ―
(7) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(旧措法42の12①一ロ・④十~十三、68の15の2①一ロ・④十~十三、旧措令27の12⑭~⑱、39の45の2⑤~⑳、改正法附則82①②、96①②)	○ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であるこが廃止されました。	きととの要件 令2.4.1以後(特別対 事業年度を除に所 事業年度を税に所 のされ事業年度を税に所 のされ事業のがで のがで のがで のがで のがで のがで のがで のがで のがで のがで
(措法42の12①二、68の 15の2①二、措令39の45 の2⑱一、旧措令27の12 ③、39の45の2③、改正 法附則82①②、96①②)	○ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額が、基準雇用者割合にかかわらず、次の金額の合ました。 イ 30万円(移転型事業にあっては、50万円)に、基準雇用者数(基準雇用者数が上限とされます。定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算ロ 20万円(移転型事業にあっては、40万円)に、基準雇用者数(基準雇用者数が上限とされます。雇用者総数を控除した数を乗じて計算した金額	計額とされ 地方事業所 。) のうち特 した金額 地方事業所
(措法42の12②③、68の 15の2②③、措令39の45 の2®二、改正法附則82 ①②、96①②) (措法42の12①、68の15 の2①)	<ul> <li>○ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置におけ 所特別税額控除限度額が、40万円(改正前:30万円 事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額(株 が準地方活力向上地域内にある場合には、30万円 万円)に、その特定業務施設に係る地方事業所特別 数を乗じて計算した金額)に引き上げられました。</li> <li>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長される</li> </ul>	9)に、地方 特定業務施設 (改正前:20 川基準雇用者

改正事項	改	E O	内容	適用時期等
(8) 認定地方公共団体の 寄附活用事業に関連す る寄附をした場合の法 人税額の特別控除(措法 42の12の2①、68の15の 3①、改正法附則78、97 ②)	(改正前:20%)か 税及び市町村民税(額として一定の金額	らその特定寄附金 鄒民税を含みます。 を控除した金額(	附金の額の合計額の40% の支出について道府県民。)の額から控除される金 その支出した特定寄附金 に引き上げられました。	
(措法42の12の2①、68 の15の3①、改正法附則 83、97①)		ごと創生寄附活用	業費が確定する前に支出 事業に関連する寄附金が	令2.4.1以後に支出 する特定寄附金につい て適用され、同日前に 支出した特定寄附金に ついては、従来どおり 適用されます。
(措法42の12の2①、68 の15の3①)	○ 適用期限が令和7	年3月31日まで5	年延長されました。	_
(9) 特定中小企業者等が 経営改善設備を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除(措 規20の8④一、改正措規 附則14)	○ 対象事業のうち、	情報通信業の範囲	が見直されました。	令2.4.1以後に取得等をする経営改善設備について適用され、同日前に取得等をした経営改善設備については、従来どおり適用されます。
(10) 給与等の引上げ及び 設備投資を行った場合 等の法人税額の特別控 除(措法42の12の5① 二、68の15の6①二、改 正法附則78)			、国内設備投資額が当期 上であることとされまし	令2.4.1以後に開始 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に開始した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。
(11) 革新的情報産業活用 設備を取得した場合の 特別償却又は法人税額 の特別控除(旧措法42の 12の6、68の15の7、旧 措令27の12の6、39の47 の2、旧措規20の10の 2、22の33、改正法附則 84、98)	○ 本制度は、廃止さ	れました。		令2.4.1前に取得等 をした革新のでは、 をしたを構設にでは、 活用とを受けたでは、 3.3.31をでは、 をする認定をでいる。 をする認定は、 をする。 をする。 をする。 をする。 を が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、
(12) 法人税の額から控除 される特別控除額の特 例(措法42の13⑥二、68 の15の8⑥二、改正法附 則78)			、国内設備投資額が当期 であることとされました。	令2.4.1以後に開始 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に開始した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。

改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
(13) 特定設備等の特別償 却 (措法43①表一、68の 16①表一、改正法附則86 ①、100①)	<ul> <li>両生可能エネルギー発電設備等に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</li> <li>イ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</li> <li>令2.3.31以前の取得等</li> <li>20%</li> <li>14%</li> </ul>	令2.4.1以後に取得等をする再生可能エネルギー発電設備等につ前に取得等をした再生可能エネルギー発電設備等につがになる。 第12、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
(平31財務省告示第96 号)	ロ 適用期限が令和3年3月31日まで1年延長されました。	_
(14) 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却(旧措法43の2①、68の17①、旧措規20の11①、22の35①、改正法附則86②、100②)	○ 耐震基準適合建物等に係る措置が廃止されました。	建築物の促 強等 7条 で で で で で で を り り り り り り り り り り り り り
(15) 情報流通円滑化設備 の特別償却(旧措法44の 5、68の26、旧措令28の 8、39の55、旧措規20の 15、22の36、改正法附則 86③、100③)	○ 本制度は、廃止されました。	令2.4.1前に取得等をした情報流通円滑化設備については、従来どおり適用されます。
(16) 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却(措法46①、68の31①、改正法附則78、100④)	<ul><li>○ 対象資産から工場用の建物及びその附属設備が除外されました。</li></ul>	令2.4.1以後に開始 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に開始した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。
(措法46①、68の31①、 改正法附則78、100④)	○ 機械及び装置の割増償却率が次のとおり引き下げられました。	同 上
	令 2. 3. 31以前 開始事業年度     令 2. 4. 1 以後 開始事業年度       24%     12%	
(措法46①、68の31①)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	_
(17) 事業再編計画の認定 を受けた場合の事業再 編促進機械等の割増償 却(農業競争力強化支援 法施行規則2二・三)	<ul><li>○ 対象事業に肥料、農薬、配合飼料及び農業機械の卸売事業及び小売事業が追加されました。</li></ul>	令2.4.1から適用さ れます。

改正事項		改	正	の	内	容	適用時期等
(18) 企業主導型保育施設 用資産の割増償却(旧措 法47、68の34、旧措令29 の4、39の63、旧措規20 の20、22の41、改正法附 則86④、100⑤、改正措令 附則33、43、改正措規附 則15、18)	○ 本制	度は、廃」	上されまし	た。			令2.4.1前に取得等をした企業主導型保育施設用資産については、従来どおり適用されます。
(19) 倉庫用建物等の割増 償却 (措法48①、68の36 ①)		月期限が令利	和4年3月	31日まで	で2年延長	されました。	

# Ⅱ 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項		改りる事項に	正	<i>O</i>	内	容		海	田世	声期	垒
(1) 海外投資等損失準備		適用期限が令						心。	11 HZ	797	4
金(措法55①、68の43①)		週用朔欧州市/	M4+3,	月 91 日 ま	(2十些)	えられま した。	)				
_ (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,											
(2) 金属鉱業等鉱害防止	0	本制度は、廃	止されま	した。				令2.3	3 . 31	を含む	事業
準備金 (旧措法55の2、		1 133201010		0,20				年度終			
68の44、旧措令39の73、								金属鉱			
旧措規21の4、22の47、 改正法附則87、101①、改								備金の			
正措令附則44、改正措規								人等に 経過措			
附則16、19)								使用が			
								施設に			
								4.17			
								事業年			
								止前の	準備	金積	立率
								(80%			
								ごとに 小した			
								て)が			
								す。			
(a) diff (c) = 1 1 25 14 A		2#	287/	1. 10 71 14	<b></b>	1- 1 - 1-		Λ -			/ /
(3) 特定災害防止準備金 (措法56①、68の46①、改		準備金積立率 2	か次のと	おり引さ	トけられる	ました。		令2.4 する事			
正法附則78、101②)		令2.3.	. 31以前		令2.4	. 1 以後		税につ			
		開始事	業年度		開始事	業年度		同日前			
		100	)%		60	1%		年度分では、			
								されま		とわり	週用
									, 0		
(措法56①、68の46①)	0	適用期限が令	和4年3	月31日ま	で2年延	長されました。		_			
		本田田四以入	Fn F /F O	D 01 FI →	つったな!	ミナムナーた					
(4) 特定原子力施設炉心 等除去準備金(措法57の		適用期限が令	似3年3,	月31日ま	で3年延ま	マされま した。	)				
4 \( \O 2 \overline{0} \), \( 68 \overline{0} 54 \overline{0} \) 2											
①)											
		Ala per Harris III	A	<b>H</b>		<del></del>					
(5) 農業経営基盤強化準 備金(措法61の2①、68	0	適用期限が令	和3年3	月31日ま	で1年延	<b>ラされました</b> 。		_			
開金 (指法61の21、68 の64①)											
-0,											

# Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

	J課祝の特例制度に関する事項について、次の改正が付れ 	7462 C/Co
改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある 場合の特別税率(旧措 法62の3④八・十二、旧 措令38の4億330一、 旧措規21の19②八・十 二・⑨)	○ 適用除外措置の範囲から次の譲渡が除外されました。 イ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る一定の都 市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡 ロ 都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成(当 該宅地の造成と併せて公共施設の整備が適切に行われる都 市計画法の開発許可又は土地区画整理法の認可を受けて行 われるものであること等の要件を満たすものに限ります。) を行う者に対する土地等の譲渡	本制度は、平10. 1. 1 から令5. 3.31までの 間の土地の譲渡等につ いては適用しないこと とされています。
(措法62の3⑮、68の68 ⑮)	○ 適用停止措置の期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。	
(措法62の3④⑤、68の 68④⑤)	○ 適用除外措置の期限が令和4年12月31日まで3年延長されました。	
(2) 短期所有に係る土地 の譲渡等がある場合の 特別税率(措法638、68 の698)	○ 適用停止措置の期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。	同上
(3) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措法64①三の二・三の三)	○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合又は防災街区整備事業が施行された場合における権利変換により、建物の借家権を取得しなかった場合において一定の補償金を取得するときについても、本制度の適用対象となることが明確化されました。	_
(4) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法65①四・五)	○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合又は防災街区整備事業が施行された場合の交換取得資産の範囲に、権利変換により従前の資産に対応して与えられる施設建築物又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利が含まれることが明確化されました。	
(措法65⑦⑧、68の72⑦ ⑧)	○ 事業完了に伴い、「施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」又は「防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に基づき「施設建築物の一部についての借家権」又は「防災施設建築物の一部についての借家権」を取得した場合においても、これらの「取得する権利」につき換地処分等による譲渡があったものとみなして圧縮記帳ができることが明確化されました。	
(措法65⑩、68の72⑩)	○ 圧縮記帳の対象となる資産が法人税法の譲渡損益調整資産である場合の特例について、上記の権利変換又は事業完了があった場合においても対象となることが明確化されました。	_

改正事項	改	正	の	内	容	適用時	期	等
(5) 特定の資産の買換え の場合等の課税の特例 (措令39の7②、措規22 の7③一、22の69③一、 改正措令附則34、令2国 土交通省告示491)	た。 イ 既成市街: て、譲渡資産	地等の内か 置から工場	sら外へ <i>の</i> 等が相当	)買換えり 程度集積	直しが行われまし こ係る措置につい このは のは の	令資以を及別定同渡同換取び特勘譲場取つ適つを登してびりに日を日資得こ別並渡合得い用を日資得に別並資にをてさいにたに又すら定び産おしはれて譲場取はるの又にのけた、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まがでは、まずのでは、まがでは、まがでは、まずのでは、まがでは、まがでは、まがでは、まがでは、まがでは、まがでは、まがでは、まが	- し産そに中用資にを日換産期日渡同換来てのの係特さ産おし以資に中以を日資ど	同取資る別れのけた後産係特後す前産日得産特勘、譲る買に及る別にるにに
(措法65の7①、65の8 ①、68の78①、68の79①、 措令39の7®一、39の 106%一、改正法附則88 ①、102①)	ついて、譲れ 割合が70% (/) 令和2 <sup>年</sup> 別措置法は 共用飛行場 に関する法	度資産が : ( で ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	の区域内 80%)に 前に特定: 航空機騒: ける航空: する第二種	にある場   き下げり 空港周辺  音障害防 機騒音に 重区域とな	航空機騒音対策特 止特別地区又は公 よる障害の防止等	同 上		
(旧措法65の7①表四、 68の78①表四、旧措規22 の7③五・④三、22の69 ③五・④三、改正法附則 88②、102②)	ハ 適用対象が 係る措置が防			或の外か	ら内への買換えに	令2.4.1前 産の譲渡を日 した買し、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	たに又すら定つ	合得同買資はてにを日換産期は
(措法65の7①表五、改 正法附則88①、102①)	街区整備事 る措置につ (イ) 譲渡資 建築物の(	業に関す いて、次の 産に係る! 範囲に耐火	る都市計画 のとおり見 要件におり 建築物又	国の実施 直しが行 ける耐火 は準耐火	街地における防災 に伴う買換えに係 われました。 建築物又は準耐火 建築物と同等以上 されました。	令2.4.1以 資産の譲換の 産業後 をびまるの 関係するで ので ではまるの ではまるの ではまるの ではて ではて ではて ではて ではて ではて ではて ではて	し産そに中用資にを	同取資る別れのけた日得産特勘、譲る買

改正事項	改	正	の	内	容	適用時期等
						取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合におけるのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
(平26国土交通省告示第 429号)	(ロ) 対象とな 領域率が4				、その区域の不燃 れました。	令2.4.1から適用されます。
(措法65の7①表六、68の78①表六、改正法附則88①③、102①③)		措置につ	いて、買		の土地、建物等へのら鉄道事業用車両	令資以を及別定同渡同換取び特勘譲場取つ適た.に.を運の用過まれ、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、1、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2
(措令39の78二、改正 措令附則34)	て、次のとお	り見直し 至となる船	が行われ が舶のうち	ました。 建設業又	に係る措置につい はひき船業用のも の期間の上限が35	令2.4.1以後に譲渡 資産の譲渡をして同日
ינא נון	年(改正前					関連の 関連を 関連を 関連を での での での での での での での での での での

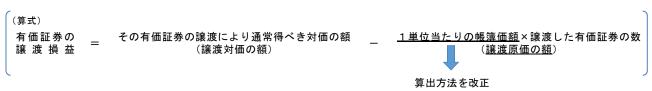
改正事項	改	正	の	内	容		適	用	時期	等
							特別語 譲場 場 現	動位資こをて定び産おして	の又このけた。までは同譲る買従す。	中特別 以をす 前に 百産に
(措令39の7⑨二、改正 措令附則34)	(□) 買換資産 用のものに 定耐用年数	おける進	水の日か	ら取得の	日までの		同 _	Ł		
(措法65の7①、65の8 ①、65の9、68の78①、 68の79①、68の80)	○ 適用期限が次 イ 過疎地域内 内の危険密集 市計画の実施 ロ イ以外の措	可への移転 市街地に に伴う買	に係る措 おける防 換えに係	間及び防 災街区整 る措置	禁備事業に	関する都				

## IV 国際課税に関する改正

#### 1 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

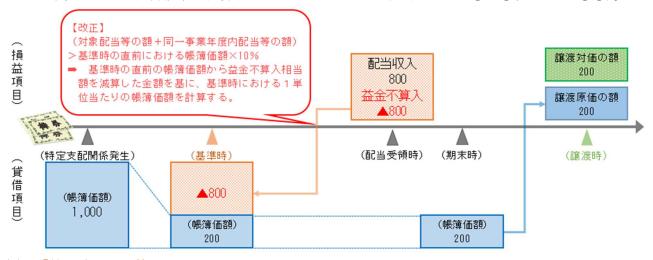
#### [制度の概要]

法人が有価証券の譲渡をした場合には、以下の算式により計算した譲渡損益の額を当該譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされています(法61の2①)。そして、当該譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその1単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、移動平均法又は総平均法によることとされています(法令119の2①、119の3、119の4、119の5①、119の7)。



#### ・〔改正の概要〕 -

「子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避」に対応するため、法人が、他の法人から対象配当等の額を受ける場合において、その受ける対象配当等の額と同一事業年度内配当等の額との合計額が、当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額に係る各基準時の直前において当該法人が有する当該他の法人の株式の帳簿価額のうち最も大きいものの10%相当額を超えるときは、一定の場合を除き、その受ける対象配当等の額に係る基準時の直前の当該他の法人の株式の帳簿価額からその受ける対象配当等の額のうち益金不算入相当額を減算した金額を基に、当該基準時における1単位当たりの帳簿価額を計算することとされました(法令119の3⑦~⑬、119の4①③)。



#### (1) 「他の法人」の範囲

「他の法人」とは、法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人以外の法人をいいます(法令119の3⑦)。

#### (2) 対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額

法令第119条の3第7項の規定(以下「本規定」といいます。)の適用を受ける「対象配当等の額」とは、法人が他の法人から受ける次に掲げる金額をいい、当該対象配当等の額に係る決議日等(注1)において当該法人と当該他の法人との間に特定支配関係(注2)があるものに限ります(法令119の3⑦)。

- イ 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の額(みなし配当の額、事業分量配当の額 及び従事分量配当の額を除きます。)
- ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第137条の金銭の分配の額(みなし配当の額を除きます。)
- ハ 資産の流動化に関する法律第115条第1項の金銭の分配の額(みなし配当の額を除きます。)

ニ みなし配当の額 (完全支配関係のある法人の間の譲渡損益を計上しないこととされているみなし配当事由 (法24①各号) に係るみなし配当の額 (法61の2 ®) を除きます。)

同一事業年度内配当等の額とは、当該対象配当等の額を受ける日の属する事業年度開始の日から その受ける直前の時までの間に当該法人が当該他の法人から受けた上記イからニまでの金額をいい、 これらの金額に係る決議日等において当該法人と当該他の法人との間に特定支配関係があったもの に限ります。

(注1) 「決議日等」とは、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める日をいいます(法令119の3⑨一)。

区分	決議日等
剰余金の配当等で当該剰余金の配当等に係る決議の日又は決定の日	これらの日
があるもの	
剰余金の配当等で当該剰余金の配当等に係る決議の日又は決定の日	当該剰余金の配当等がその効
がないもの	力を生ずる日
みなし配当事由による金銭その他の資産の交付(剰余金の配当等に	当該事由が生じた日
該当するものを除きます。)	

(注2) 「特定支配関係」とは、一の者(一の者と特殊の関係のある者を含みます。)が他の法人の株式等又は配当等に関する議決権の数等の50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者と他の法人との関係等をいいます(法令119の3⑨二)。

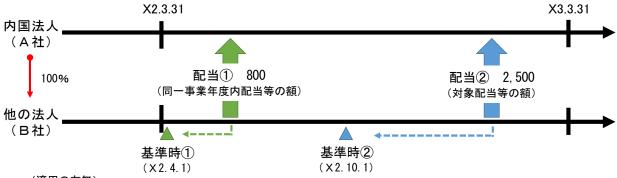
#### (3) 帳簿価額から減算する金額(1単位当たりの帳簿価額の計算)

対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額がこれらに係る各基準時(注1)の直前の他の法人の株式等(注2)の帳簿価額のうち最も大きいものの10%に相当する金額を超える場合には、当該対象配当等の額に係る基準時の直前における帳簿価額から当該対象配当等の額のうち益金不算入相当額(注3)を減算した金額を基に、当該基準時における1単位当たりの帳簿価額を計算することとされています(法令119の3⑦)。

《1単位当たりの帳簿価額の計算例》

[前提]・配当①②に係る基準時①②の直前におけるB株の帳簿価額 20,000 (@2,000×10株)

- ・配当①②に係る益金不算入相当額 3,300
- ・配当①は本規定の適用を受けていない。



(適用の有無)

- A 配当①と配当②の合計額 3,300
- B 各基準時の直前の帳簿価額のうち最も大きいもの (20,000) の10% 2,000
  - → A>B (適用あり)

(対象配当等の額に係る基準時②における1単位当たりの帳簿価額)

(20,000-3,300) ÷10株=@1,670

(注1) 「基準時」とは、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める時をいいます(法令119の3⑨三)。

区 分	基準時
株式会社がする剰余金の配当等で会社法第124条第1	当該基準日が経過した時(例:基準日が3月
項に規定する基準日の定めがあるもの	31日の場合の基準時は4月1日の午前0時)
株式会社以外の法人がする剰余金の配当等で基準日	同日が経過した時
に準ずる日の定めがあるもの	
剰余金の配当等で当該剰余金の配当等を受ける者を	当該剰余金の配当等がその効力を生ずる時

定めるための基準日又は基準日に準ずる日の定めがな	(その効力を生ずる日の定めがない場合には、	J
いもの	当該剰余金の配当等がされる時)	1
みなし配当事由(法24①各号)が生じたことに基因	当該事由が生じた時	1
する金銭その他の資産の交付(剰余金の配当等に該当		l
するものを除きます。)		l

- (注2) 株式又は出資をいい、移動平均法によりその1単位当たりの帳簿価額を算出するものに限ります。
- (注3) 対象配当等の額のうち益金不算入規定(法23①、23の2①、62の5④)により益金の額に算入されない金額(同一事業年度内配当等の額のうちに本規定の適用を受けなかったものがある場合には、その適用を受けなかった同一事業年度内配当等の額のうち益金不算入規定により益金の額に算入されない金額の合計額を含みます。)に相当する金額をいいます。

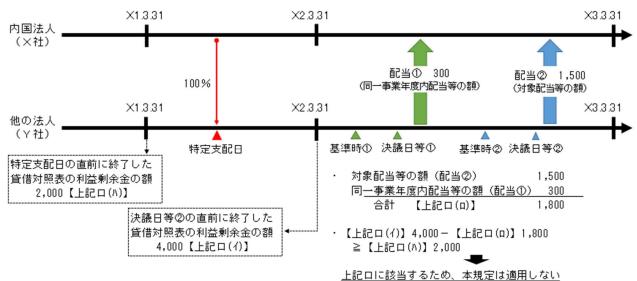
#### (4) 本規定が適用されない場合

次の要件のいずれかに該当する場合、本規定の適用はありません(法令119の3⑦一~四)。

#### 本規定が適用されない場合

- イ 内国普通法人である他の法人の設立の時から特定支配日(注1)までの期間を通じて、その 発行済株式又は出資の総数等の 90%以上を普通法人等(注2)が有する場合(当該期間を通 じて 90%以上であることを証する書類の保存がない場合を除きます。)
  - (注1) 法人が当該他の法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日をいいます。
  - (注2) 内国普通法人、協同組合等及び居住者をいいます。
- ロ 特定支配日が対象配当等の額を受ける日の属する他の法人の事業年度開始の日前である場合において、(イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を減算した金額が(ハ)に掲げる金額以上である場合(当該減算した金額が(ハ)に掲げる金額以上であることを証する書類の保存がない場合を除きます。)
  - (イ) 当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度の貸借 対照表に計上されている利益剰余金の額
  - (p) (イ)の事業年度終了の日の翌日から当該対象配当等の額を受ける時までの間に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額の合計額
  - (ハ) 当該他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額
- ハ 特定支配日から対象配当等の額を受ける日までの期間が10年を超える場合
- ニ 対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が 2,000 万円を超えない場合

#### 《上記口に該当する場合の例》



#### (5) 帳簿価額から減算する金額の特例

確定申告書、修正申告書又は更正請求書に下記イに掲げる事項を記載した書類の添付があり、か

- つ、下記口に掲げる書類の保存がある場合には、上記(3)の帳簿価額から減算する金額を特定支配後増加利益剰余金額超過額(益金不算入相当額に限ります。)に達するまでの金額とすることができます(法令119の7®)。
- イ 添付する書類(別表八(三))の記載事項
  - (イ) 対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額
  - (中) 特定支配後増加利益剰余金額超過額及びその計算に関する明細
- ロ 保存する書類(法規27①)
  - (イ) 他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度から対象配当等の額に係る決議日等前 に最後に終了した事業年度までの各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動 計算書、社員資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに類する書類
  - (ロ) 支配後配当等の額を明らかにする書類((イ)に掲げる書類を除きます。)
  - (ハ) 特定支配後増加利益剰余金額の計算の基礎となる書類((イ)に掲げる書類を除きます。)
  - (二) (イ)から(ハ)までのほか、特定支配後増加利益剰余金額超過額の計算の基礎となる書類

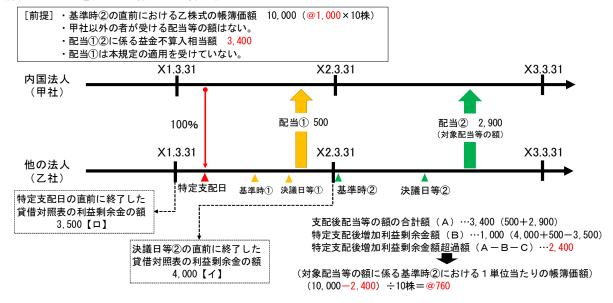
#### ハ 帳簿価額から減算する金額

帳簿価額から減算する金額は、次により計算した特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの配当等の額のうち益金不算入相当額となります。 (※下記の例を参照)

			CAC T HO ST DJ C D MC/
Α	支	配後配当等の額 (注1) の合計額	3,400 (配当①+②)
В	特	定支配後増加利益剰余金額(a+b-c)	1,000
	_	当該他の法人の対象配当等の額の決議日等前に最後に終了した事業年度	4, 000
	а	の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額	【イ】
		特定支配日から対象配当等の額に係る決議日等の直前事業年度終了の日	500
	b	までの間に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額に対応して減少し	
		た当該他の法人の利益剰余金の額の合計額	(配当①)
		当該他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に	3, 500
	С	計上されている利益剰余金の額	[□]
С	当	該他の法人から受けた配当等の額のうち既に本規定の適用があった金額	_
		特定支配後増加利益剰余金額超過額 (A-B-C) (注2)	2, 400

- (注1) 支配後配当等の額とは、特定支配日から対象配当等の額を受ける時までの間に他の法人の株主等が 当該他の法人から受ける配当等の額(その配当等の額の基準時が特定支配日以後であるものに限りま す。)をいいます。
- (注2) 支配後配当等の額の合計額のうちに法人以外の者が受ける配当等の額がある場合には、 $\{(A-B) \times (3) \}$  (当該法人が受ける配当等の額の合計額/A) $\{(A,B) \}$  により計算した金額から $\{(A,B) \}$  でを控除した金額となります。

#### 《特例の適用を受ける場合の計算例》



#### (6) 総平均法を選定した場合の取扱い

法令第 119 条の 4 第 1 項 《評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例》に規定する評価換え等に、対象配当等の額の受領が追加されるとともに、当該受領は基準時(上記(3)(注 1))にあったものとして総平均法により 1 単位当たりの帳簿価額を計算することとされました。この場合、当該基準時における 1 単位当たりの帳簿価額は、事業年度開始の時から当該基準時の直前までの期間を 1 事業年度とみなして計算される帳簿価額につき法令第 119 条の 3 第 7 項の規定の例により計算した金額とすることとされました(法令 119 の 4  $\mathbb{Q}$  ③)。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(法令155の3の2)。

#### [適用時期]

令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます (改正法令附則5①)。

法人が令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額に係る基準時が、同日前に開始した事業年度の期間内のいずれかの時である場合には、同日以後最初に開始する事業年度の開始の時が当該対象配当等の額に係る基準時とみなされます。この場合において、他の法人の株式等の当該開始の時の直前における帳簿価額が当該対象配当等の額に係る基準時における帳簿価額に満たないときは、益金不算入相当額(上記(3))は、当該益金不算入相当額を当該帳簿価額で除し、これに当該開始の時の直前における帳簿価額を乗じて計算した金額とすることとされています(改正法令附則5②)。

# 2 その他

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

○ 国際課税に関する事	単現に"フいて、	次の以正が	114746	ました。		
改正事項	改	正	の	内	容	適用時期等
(1) 外国税額控除の対象 とならない外国法人税 の額(法令142の2⑦五・ 六、155の27⑤三・四、法 規29の2、37の4の2、 改正法令附則8、11)	イ 外国法 <i>月</i> なして当該 ロ 内国法 <i>月</i> ら本店等又	内国法人に対 の国外事業	ついて、こ 対して課さ 所等におい 対する支持	これを内 れる外 いて、当 ム金額等	該国外事業所等か がないものとした	令3.4.1以後に開始 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に開始した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。
(2) 国外関連者との取引 に係る課税の特例等(措 法66の427283830、66の4 の340、67の18433、68の 88282931、68の107の2 33、改正法附則89、92、 103、107)	○ 国税通則法 所要の整備が			)期間制	限等の改正に伴う	令2.4.1以後に期限 又は日が到来する法へ 税又は地方法人税につ いて適用され、同日前 に期限又は日が到来し た法人税又は地方法人 税については、従来ど おり適用されます。
(3) 対象純支払利子等に 係る課税の特例(措令39 の13の2⑤二、39の113 の2⑤二、改正措令附則 35、45)	ける権利が、	当該外国法人 いる場合に、	の本店等 対象外支	に移転さ 払利子等	る経済的利益を受 れることがあらか の額からその恒久 ミした。	令2.4.1以後に開始 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に開始した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。
(4) 内国法人の外国関係 会社に係る所得の課税 の特例(措令39の17の3 ⑩二、39の117の2⑩二、 改正措令附則36、46)	取利子等の額 卸資産の販売 の猶予に係る れる業務の全	iから、本店所 E及びこれに 主業務を的確 でに従事して でが期卸資産	在地国に 付随するが に遂行する ている外国 の販売対価	おいて役 朋卸資産 るために  関係会を	税の対象となる受 員又は使用人が棚 の販売対価の支払 通常必要と認めら 上が、関連者以外の の猶予により生ず	外国関係会社の令 2. 4.1以後に開始する 事業年度に係る部分適 用対象金額及び部分課 税対象金額について適 用されます。
(措法66の7④、措令39の18⑰、⑲~⑳、措規22の11の2、改正法附則90①)	託法人又は特 単位の合算課 外国関係会社 内国法人に係 人税の額のう を、その内国	定投資信託に 税又は外国生 に係る部分を る外国関係に ち合算対象 法人が納付し 」益の配当に	こ係る受託 金融子会社 合算課税の 会社の所得 とされた会 した外国法	法人に下 士等に該 適用を受 身に対し 会額に対 人税の額	目的信託に係る受 艮ります。)が会社 当しない部分対象 とける場合に、その で課される外国法 で課さ部分の金額 ほとみなして、特定 特例等が適用され	外国関係会社の令 2. 4.1以後に終了する 事業年度に係る課税対 象金額又は部分課税対 象金額に係る外国法人 税の額について適用さ れます。
(5) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例(措令39の20の48二、39の120の48二、改正措令附則37、47)	取利子等の額 卸資産の販売 の猶予に係る れる業務の全	から、本店所 E及びこれに ま業務を的確 てに従事して でが期卸資産	在地国に 付随する に遂行する ている外国 の販売対値	おいて役 棚卸資産 るために 関係法ノ	税の対象となる受 員又は使用人が棚 の販売対価の支払 通常必要と認めら が、関連者以外の の猶予により生ず	4.1以後に開始する 事業年度に係る部分適 用対象金額及び部分課 税対象金額について適

### V その他の改正

#### 1 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の創設

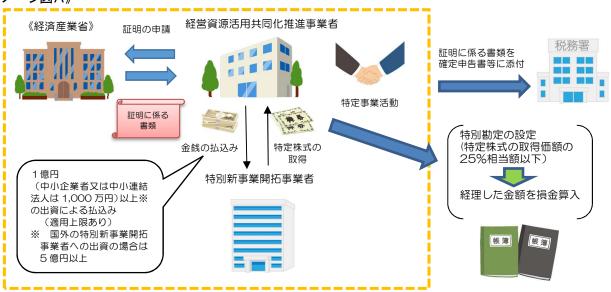
#### - 〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で共同化調査省令第2条第1項に規定する経営資源活用共同化推進事業者であるものが、指定期間内に特定株式を取得し、かつ、その特定株式をその取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額(1件当たりの出資上限100億円)の25%相当額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得基準額を上限に、その経理した金額に相当する金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました(措法66の13①、措規22の13①)。

特別勘定の金額は、一定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その取崩し事由に該当することとなった日を含む事業年度において、その事由に応じた金額が取り崩され、益金の額に算入されます (措法 66 の 13⑤~⑪)。

なお、共同化継続証明書にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、その後の事業年度に取崩し事由に該当する事由が発生した場合でも 益金の額に算入されません(措法66の13<sup>12</sup>)、措令39の24の2<sup>13</sup>0、措規22の13<sup>13</sup>0)。

#### 《イメージ図A》



の手続については、経済産業省経済産業政策局産業創造課

(<a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innovation/open\_innova

#### (1) 適用対象法人

本制度の対象法人は、青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者(注1)と共同して特定事業活動(注2)を行う一定の法人(注3)です(措法66の13①)。

- (注1) 新事業開拓事業者とは、新商品の開発等の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う 事業者であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要 な事業者をいいます (産業競争力強化法2⑤)。
- (注2) 特定事業活動とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと 又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいいます(産業競争力強化法220)。

(注3) 一定の法人とは、経営資源活用共同化推進事業者をいい、経営資源活用共同化推進事業者とは、特定事業活動を行う株式会社その他これに類する者として経済産業大臣が告示で定める者をいいます(措規22の13①、共同化調査省令2①)。

#### (2) 特定株式の取得と保有

指定期間(注1)内の日を含む各事業年度(注2)の指定期間内において特定株式を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に、本制度の適用ができます(措法66の13①)。

- (注1) 本制度における指定期間とは、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいいます(措法66の13①)。
- (注2) 適用対象となる事業年度からは、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合併を除きます。)の日の前日を含む事業年度を除くこととされています(措法66の13①)。

#### (3) 特定株式

本制度の対象となる特定株式とは、特別新事業開拓事業者(注1)の株式のうち、次の要件を全て満たす一定のものをいい、具体的には、経済産業大臣の証明に係る書類(注2)に記載された特別新事業開拓事業者の株式をいいます(措法66の13①、措令39の24の2①、措規22の13③)。

- イ 株式が資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること
- ロ 株式の保有が取得の日から5年を超える期間継続する見込みであること
- ハ 株式の取得が対象法人及び特別新事業開拓事業者の特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること
- (注1) 特別新事業開拓事業者とは、新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行う株式会社(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満等の要件を満たすものに限ります。)又はこれに類する外国法人をいいます(措法66の13①、措規22の13②、共同化調査省令2②、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則2二)。
- (注2) 経済産業大臣の証明に係る書類とは、下記(6)の添付書類と同じものをいい、確定申告書等にその書類の添付がある場合に限り本制度の適用があります(措規22の1330m)。
- (参考) 特定株式の取得に当たっては、対象法人が行う払込みの下限額が次の特別新事業開拓事業者の区分に応じそれぞれ次のとおり定められています(共同化調査省令3①一)。
  - イ 内国法人である特別新事業開拓事業者 1億円(対象法人が措法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は措法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人に該当する者である場合には1千万円)
  - ロ 外国法人である特別新事業開拓事業者 5億円

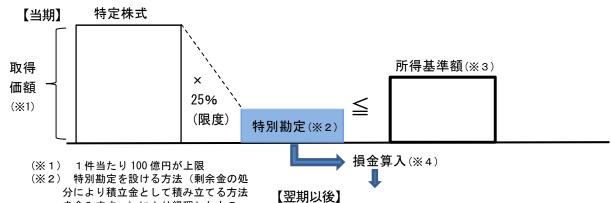
#### (4) 特別勘定の経理及び損金算入限度額

本制度による損金算入限度額は、特定株式の取得価額(1件当たりの出資上限100億円)の25%相当額(注1)以下の金額をその特定株式の取得の日を含む事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法(その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理した場合における、その経理した金額に相当する金額です。

ただし、その経理した金額に相当する金額が所得基準額(1事業年度当たりの上限 125 億円)(注 2)を超える場合には、その所得基準額が限度となります(措法 66 の 13①)。

- (注1) 特定株式の取得の日を含む事業年度において特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうちその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に、その減額に係る特定株式の取得価額を乗じてこれをその特定株式の取得価額で除して計算した金額を控除することとされています(措法 66 の 13①、措令 39 の 24 の 2 ②)。
- (注2) 所得基準額とは、本制度(措法第66条の13第1項及び第5項から第11項まで)の規定を適用せず、かつ、特定株式の取得の日を含む事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合のその事業年度の所得の金額から、翌事業年度以降に繰り越される欠損金額がある場合のその欠損金額を差し引いた金額をいいます(措法66の13①、措令39の24の2③)。

#### 《イメージ図B》 特別勘定の設定と損金算入



- を含みます。)により経理したもの (※3) 所得金額に一定の調整をしたもの
- ((4)(注2)参照) (※4) 1事業年度当たり125億円が上限
- ・ 一定の事由に該当する場合、特別勘定を取崩し、益金算入
- ・ 取得日から5年経過した特定株式として共同化継続証明書に記載された場合、その特定株式に係る特別勘定については、一定の事由が発生してもその取崩しによる益金算入不要

また、特別勘定の金額は、次表の取崩し事由に該当することとなった場合には、その取崩し事由に該当することとなった日を含む事業年度において、その事由に応じた金額を取り崩して、益金の額に算入します(措法 66 の 135  $\sim$  00)。

#### 《特別勘定の全部又は一部の取崩しを行う場合》

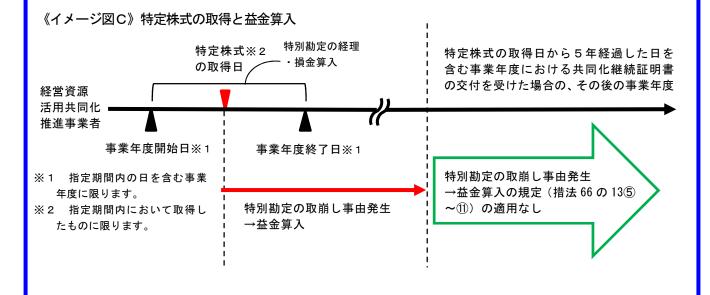
	取崩し事由	取崩し金額	根拠条文
1	適格合併等により特別勘定の引継ぎを受けた合併法人等が適格合併等の日を含む事業 年度の確定申告書等を青色申告書により提 出できる者でない場合	適格合併等の日を含む事業年度終了の日に おける特別勘定の金額	措法 66 の 13⑤
2	特別勘定を設けている法人(以下「設定法人」といいます。)が青色申告の承認を取り消され、又は青色申告の取りやめの届出書を提出した場合	青色申告の承認の取消しの基因となった事 実のあった日又は青色申告の取りやめの届 出書を提出した日における特別勘定の金額	措法 66 の 13⑥
3	設定法人の事業年度(以下「単体事業年度」 といいます。)が連結事業年度に該当せず、 かつ、単体事業年度開始の日の前日を含む 事業年度が連結事業年度に該当し、単体事 業年度の確定申告書等を青色申告書により 提出できない場合	単体事業年度終了の日における特別勘定の 金額	措法 66 の 13⑦
4	設定法人が連結納税の開始又は連結納税へ の加入に伴い資産の評価を行う法人に該当 する場合	連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の終了時の特別勘定の金額	措法 66 の 13®
5	設定法人が自己を子法人とする非適格株式 交換等を行った場合	非適格株式交換等の直前の時の特別勘定の 金額	措法 66 の 13⑨
6	設定法人の各事業年度について、特定株式 を発行した法人(以下「発行法人」といいま す。)と共同して特定事業活動が行われてい ることについて経済産業大臣の証明がされ ない場合	証明がされないこととなった事業年度のそ の特定株式に係る特別勘定の金額	措法 66 の 13⑩ 措規 22 の 13⑩
7	設定法人が特定株式の全部又は一部を有し ないこととなった場合	特定株式を有しないこととなった日における特別勘定の金額のうち、その有しなくなった株式に応じた一定の金額	措法 66 の 13⑪一
8	非適格合併により合併法人に特定株式を移 転した場合	合併直前におけるその特定株式に係る特別 勘定の金額	措法 66 の 13⑪二

9	特定株式のうち組合財産であるものに係る 投資事業有限責任組合契約等に基づく設定 法人の出資額割合に変更があった場合	変更があった日におけるその特定株式に係 る特別勘定の金額	措法 66 の 13⑪三
10	発行法人が解散した場合(設定法人を合併 法人とする吸収合併により解散した場合を 除きます。)	解散の日におけるその特定株式に係る特別 勘定の金額	措法 66 の 13⑪四
11	設定法人が剰余金の配当を受けた場合	配当を受けた日における特別勘定の金額の うち、配当の額のうち以下の金額の 25%相 当額 イ 剰余金の配当により減少した資本剰余 金の額に係る金額 ロ 剰余金の配当を受けたことにより益金 の額に算入すべき金額の基礎となる金額 として証明がされた金額	措法 66 の 13⑪五 措令 39 の 24 の 2 ⑨
12	特定株式の帳簿価額を減額した場合	減額した日における特別勘定の金額のうち、 減額した金額のうち損金算入額に係るもの として計算した一定の金額	措法 66 の 13⑪六
13	設定法人が解散(合併による解散を除きます。) した場合	解散の日における特別勘定の金額	措法 66 の 13⑪七
14	特別勘定の金額を任意に取り崩した場合	取り崩した日における特別勘定の金額のうち、任意に取り崩した金額	措法 66 の 13⑪八

ただし、共同化継続証明書(注)にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、その後の事業年度に上記の取崩し事由に該当する事由が発生した場合でも益金の額に算入されません(措法66の13⑩、措令39の24の2⑪、措規22の13⑨)。

(注) 共同化継続証明書は、共同化調査省令第4条第2項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類をいいます (措規22の13⑦)。

なお、取得の日から5年を経過した特定株式であっても、経済産業大臣の証明を受けられなければ、上記の取崩し事由に該当する事由が発生した場合にはその特定株式に係る特別勘定の金額については益金の額に算入されます。



#### (5) 適格合併又は適格分割等を行った場合の特別勘定の金額の引継ぎ

本制度の対象法人が、適格合併又は適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)を行った場合には、特別勘定の金額のうち一定の金額がその適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継がれます(措法 66 の 13②)。

この場合、合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が設けている特別勘定の金額とみなされます(措法66の13④)。

なお、適格分割等を行った場合には、その対象法人がその適格分割等の日以後2月以内に分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額等を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用されます(措法66の13③)。

また、上記(4)の共同化継続証明書にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、適用されません(措法66の13⑫)。

#### (6) 別表等の添付

本制度は、確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載のほか、次に掲げる明細書及び書類の添付がある場合に限り適用されます(措法 66 の 13<sup>(3)</sup>、措規 22 の 13<sup>(1)</sup>)。 イ 損金の額に算入される金額の計算に関する明細書(別表十(六))

- ロ 共同化調査省令第4条第1項の規定による経済産業大臣の証明(注)に係る書類
  - (注) この経済産業大臣の証明は、次の事項の実施の状況について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、その告示で定めるところによるものとされています(共同化調査省令3①-~三、4①)。
    - イ 特別新事業開拓事業者から資本金の額の増加に伴う払込みにより取得した特定株式の額が上記(3)(参考)の払込みの下限額以上である場合における、特定株式をその取得の日から5年以上継続して保有しようとする事業活動(特定株式の取得が純投資目的に該当するものに該当する場合を除きます。)
    - ロ イの特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行う特定事業活動
    - ハ イの特別新事業開拓事業者に対して行う協力であって口の特定事業活動に係るもの

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の98)。

#### 〔適用時期〕

令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

# 2 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

	- 関する事項につい	・て、扒の以出			
改正事項	改	正 の	内 名	•	適用時期等
(1) 利益積立金額(法令9 ①一ワ、9の2①一ワ、 改正法令附則1)	○ 内国法人が特定 る場合における、 る金額の特例によ されることとされ	基準時の直前の り減算される金	朱式等の帳簿価	<b>晒額から減算す</b>	
(2) 時価評価資産等の範囲(法令14の8四、改正法令附則1)	○ 連結納税の開始 等の範囲に、特別 出資をした場合の した。	新事業開拓事業	者に対し特定事	耳業活動として	同上
(3) 資産の評価損の損金 不算入等(法令68①二、 改正法令附則 2)	○ 有価証券に係る を評価損のうちに係上売 価証券のうちの でである。 でである。 でである。 でである。 では、 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	由とする有価証 目的有価証券に	券の範囲につい に該当しないも	いて、以下の有 のとされまし	令14.1年では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大
(4) 役員給与の損金不算 入(法令69®、改正法令 附則3)	○ 業績連動給与の 除外される親法人 報酬委員会又は朝 属する会計期間開 から当該手続終了 親法人の業務執行	の業務執行者等 設酬諮問委員会を 始の日の10年前 の日までの期間	に該当していた 置く法人の手 の日(改正前 ]内のいずれか	<ul><li>者について、</li><li>続終了の日の</li><li>1年前の日)</li><li>の時において</li></ul>	令2.4.1以後最初に開始する。 以後年する翌時の定日総は 事業とののでは の翌日後に の翌日後に の翌以係るれ、 等に 適用の翌日係る が で で で で で の の で に の の の の の の の の の の の
(5) 第二次納税義務に係 る納付税額(法令78の 2、改正法令1)	○ 損金不算入とな 国税又は地方税に より納付すべき地	、国税徴収法の	第二次納税義務	5の規定の例に	令2.4.1から適用さ れます。
(6) 貸倒引当金 (法52①、 法令96①一)	○ 貸倒引当金の対き権利が除外され	ました。			
(7) 譲渡制限付株式を対 価とする費用の帰属事 業年度の特例(法54①、 改正法附則1七、19)	○ 本特例の対象に 生ずる債権の給付 の譲渡制限付株式 認められるものが	トと引換えに交付 で、実質的に法。	けされる譲渡制 人に対する役務	限付株式以外	会社法の一部を改正す る法律 (令和元年法律 第70号)の施行の日(令 元.12.11から起算して 1年6月を超えない範

改正事項	改 正	の内	容	適用時期等
				囲内において後等等に で変る 特定譲渡間用した がは、 がは、 がは、 がは、 でのする でのする でのでのする でのでのする でのでのする でのでのする でのでのする でのでのする でのでのする でのでのする でのでのする でのでのする でのでのする にいてのでいる にいるでいる にいるでいる にいるでいる にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、 にいるでは、
8) 短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価金額(法令118の8①一・②、改正法令附則4)	又は最終の気配相場の同日前に公表された。 同日前に公表された。 近いものを基礎として されました。	性直しが行われま こおいて、公表され か価格のいずれも 最終の価格のうち た合理的な方法に こよったときは、そ る計算の基礎とし	した。 れた最終の売買の価格ないものについては、 その終了の日に最も より計算した金額と その方法を採用した理 た事項を記載した書	令2.4.1年年 (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (大学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学)
(9) 売買目的有価証券の 評価益又は評価損の益 金又は損金算入(法令 119の13、改正法令附則 6)	取扱有価証券及びその では工事では、同日前の公表を では、同日前の公表を では、同日前の公表を をした。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	川所売買有価証券の他価をおい格のの日にお価格の価格が格の価をおい格の価をといるの価をの価ををしたの有価を終この一番の価のでは、 の事業価格をよった。 は、 の事業のである。 の事業のである。 は、 の事業のである。 は、 のである。 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	、店頭売買有価証券、に 証券をいいます。)に をされた最終のでに でいます。 でいます。 でいます。 でいまないののにののした できない。 できない。 できない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 とっと。 できるない。 とっと。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できる。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっ	する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に終了した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用
(10) デリバティブ取引の 範囲等(法規27の7④、改 正法規附則2)	<ul><li>○ 未決済デリバティブ取 その算出につき合理的な した理由及びその方法は た書類を保存しなければ</li></ul>	た方法によった場 による計算の基礎	合は、その方法を採用 きとなる事項を記載し	令2.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。
(11) 特定同族会社の特別 税率(法令139の8④、 155の23④、155の43⑥、 改正法令附則1)	ける場合において、その額の合計額がその ある法人の株式等の帳	配関係のある法人 の配当等の額と同 内国法人が有する 長簿価額の10%を	、から配当等の額を受 司一事業年度内配当等 らその特定支配関係の 超えるときの、その基 される金額が、留保金	れます。

改正事項	改	正	の	内	容	適用時期等
(法令139の10①、155の 25、改正法令附則 7 ①、 10①)	れることと ロ 留保金 の額の計算 定する特別 除される金	されました。 質の計算上控 において、特 ご寄附金につ な額がある場合	除されるi f定同族会 き道府県I 合の計算力	道府県民 社が支出 民税及び 法につい	の金額から控除さ 税及び市町村民税 した地方税法に規 市町村民税から控 いて、特定寄附金の 20%)とされまし	令2.4.1以後に開始 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に開始した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。
(12) デリバティブ取引に 係る利益相当額又は損 失相当額の益金又は損 金算入(法令155の3の 3、改正法令附則9)	いて、他の連 連結法人又は 等又はヘッシ	結法人との間 は他の連結法 ジ手段である	間で行われ 人のいずね デリバティ	るデリ/ いかにお ィブ取引	計算する場合にお ドティブ取引(その いて為替予約取引 等に該当するもの いものとされまし	連結親法人事業年度が 令2.4.1以後に開始 する連結事業年度分の 連結法人税について適 用されます。
(13) 公益法人等の範囲 (マンションの建替え等 の円滑化に関する法律 139①)	次のとおり見 イ マンショ 化したマン	直しが行われ コン敷地売却 ノション等に	ιました。 事業の対 拡充した{	象となる 後のマン	は律の改正に伴い、 マンションを老朽 ション敷地売却組 こととされました。	マンションの管理の適 正化の推進に関する法 律及びマンションの建 替え等の円滑化に関す る法律の一部を改正す る法律(令2.6.3現 在審議中)の施行の日 から適用されます。
(マンションの建替え等 の円滑化に関する法律 188)	ロ敷地分割た。	削組合が公益	法人等とる	みなされ	ることとされまし	同上
(14) 国家戦略特別区域に おける指定法人の課税 の特例(旧国家戦略特別 区域法施行規則11の2 ニイ(5)・ロ(2)(3))	に関する事業 ービスの提供	、国際会議等 に関する事業 を対象とし	等への外国 養及び外国	人の参加 会社、国	用宿泊施設の運営 1者の便宜となるサ ]際機関等に勤務す 育に関する事業が	令2.4.1から適用さ れます。
(措法61①、68の63の 2 ①)	○ 適用期限が	令和4年3月	月31日まで	2年延長	<b>きされました。</b>	_
(15) 交際費等の損金不算 入(措法61の4①、68の 66①、改正法附則78)		における資			法人からその事業 円を超える法人が	
(措法61の4①、68の66 ①)	□○ 適用期限が	令和4年3月	月31日まで	2年延長	<b>きされました。</b>	_
(16) 認定特定非営利活動 法人に対する寄附金の 損金算入等の特例(特定 非営利活動促進法施行 規則5八、7四)	の総収入金額 るための休服 事業を実施す	質及び受入寄 関金等に係 るために交 営利活動法	附金総額が る資金の流 付された!!	いら民間 5用に関 h成金の	サポート・テスト 公益活動を促進す する法律に基づき 額が除外された後 続き本特例を適用	令2.4.1から適用さ れます。

改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
(17) 中小企業者の欠損金 等以外の欠損金の繰戻 しによる還付の不適用 (旧措法66の13②③④、 68の98②③④、旧措令39 の24③④、39の122、旧措 規22の13、22の76の4、 改正法附則91、105、改正 措令附則38、48)	○ 設備廃棄等欠損金額の特例措置が廃止されました。	令す生て了てい用な特い定編同業欠備い用 2.4業欠し事た、ま青業2.たでにおに前に額お とに額日度金ど とに額日度金ど とでするでの がする。申編、1定る了でいる金ど を事りにではれている。 を事りにではいる。 を事りにではいる。 を事りにではいる。 を事りにでいる。 を事りにでいる。 を事りにでいる。 を事じたでにおいる。 を事りませい。 はなに前にっている。 はないつにおにり 人にに業のるじ定にり はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの事た。 はないの。 はないの事た。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はないの。 はない。 はないの。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない
(措法66の12、68の97)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	_
(18) 農地所有適格法人の 肉用牛の売却に係る所 得の課税の特例(措令39 の26②二、改正措令附則 1 一、39)	○ 本特例の対象となる売却の範囲に、農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う肉用牛の売却が追加されました。	
(措法67の3①、68の101 ①)	○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。	_
(19) 中小企業者等の少額 減価償却資産の取得価 額の損金算入の特例(旧 措法68の102の2、旧措 令39の28①、39の124、改 正法附則106、改正措令 附則40)	<ul><li>○ 対象法人について、次のとおり見直しが行われました。</li><li>イ 対象法人から連結法人が除外されました。</li></ul>	令2.4.1前に取得等をした少額減価償却資産については、従来どおり適用されます。
(措令39の28①、改正措 令附則40)	ロ 対象となる事業者の範囲が常時使用する従業員の数が500 人以下(改正前:1,000人以下)の事業者とされました。	令2.4.1以後に取得 等をする少額減価償却 資産について適用し、 同日前に取得等をした 少額減価償却資産につ いては、従来どおり適 用されます。
(措法67の5①)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	_
20 投資法人に係る課税 の特例(措令39の32の3 ⑫)	○ 再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、再生可能 エネルギー発電設備の取得期限が令和5年3月31日まで3年 延長されました。	
②1) 退職年金等積立金に 対する法人税の課税の 停止(措法68の5)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。	_

### VI 連結納税制度の見直しに伴う改正

○ 連結納税制度が見直されグループ通算制度へ移行される改正が行われましたが、移行に伴う改正 事項のうち下記については、連結納税制度又はグループ通算制度の適用を受けない法人についても 適用されます。

なお、グループ通算制度については『グループ通算制度の概要(令和2年4月)』で説明しております。

※ 連結納税制度の見直しに伴う改正については、法律のみ公布されており、政令及び省令については後日公布されます(令和2年6月3日現在)。

改正事項	改	正の	内	容	適用時期等
(1) 受取配当等の益金不 算入(法23①、改正法附 則1五口、14)				関連法人株式等に 定の金額とされま	令4.4.1以後に開始 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に開始した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。
(法23②)	等については基準	全する基準日(杉 単日に準ずる日 る つについては配き	k式会社以タ とし、基準日	をける者を定めるた トの法人がする配当 日又は基準日に準ず る日)であることが	
(法23④⑥、改正法附則 1五口、14)		完全支配関係が	ぶある他の法	該当するかどうか 5人の有する株式等	同 上
(2) 寄附金の損金不算入 (法37①④、改正法附則 1 五ロ、14)				なる資本金等の額 )合計額とされまし	同 上
(3) 貸倒引当金 (法529) 二、改正法附則1五口、 14)		前:連結完全支西	2関係がある	全支配関係がある 5連結法人) に対し	同上
(4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例 (四年措法65の6、旧措法68の77、改正法附則1五口、14)	正前:連結親法人 にある連結子法丿	、及び当該連結業 人)の調整前損金 える場合には、そ	見法人による 全算入額が気 この超える音	がある他の法人(改 5連結完全支配関係 5連結完全支配関係 E額控除限度額(年 『分の金額を損金の	同 上

#### その他の改正

上記のほか、グループ通算制度における制度の複雑化を避ける等の理由により、次の規定について 用語の整理等が行われました。

- なお、連結納税制度又はグループ通算制度の適用を受けない法人が次の規定の適用を受ける場合において、改正前と改正後での実質的な変更はありません。
  - ・旧法第14条 (みなし事業年度)
  - ・旧法第57条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)
- ▋・旧法第 58 条 (青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)
  - ・旧法第59条《会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入》
- ┃・旧法第 60 条の3(特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額)
- ・旧法第62条の7 (特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)
- ・旧法第67条 (特定同族会社の特別税率)